長岡京市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

1. 目的

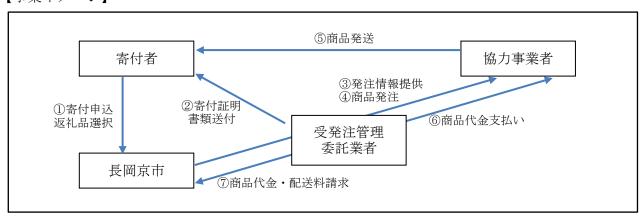
ふるさと納税制度による本市への寄付者に対し、寄付の促進及び地域特産品のPR、並びに販路 拡大による地域経済の活性化を図るため、寄付者への返礼品の提供に協力いただける事業者(以下 「協力事業者」という。)を募集します。

2. 事業概要

ふるさと納税者への返礼品を提供できる事業者を募集します。

本市の返礼品は、寄付者の寄付金額に応じて希望する商品を選択できます。提供商品が、本市ふるさと納税の返礼品として認められた場合は、WEBサイトを通じ広く紹介します。

【事業イメージ】



- ①寄付者がふるさと納税ポータルサイトの専用フォームから申込み・返礼品を選択
- ②市は寄付者からの入金確認後、寄付者に寄付金受領証明書等を送付
- ③④市から受発注管理委託業者を通じて、ふるさと納税協力事業者に商品を発注する。
- →発注方法は、原則メールでのやりとりとするが、PC 等を保有していない場合は、市と協議した方法により寄付者情報を提供する。
- ⑤協力事業者は、受注確認後、市が指定する配送事業者の集荷に合わせて、寄附者へ返礼品を送付 ⑥受発注管理委託業者は、協力事業者へ商品代金を支払う。
- ⑦受発注管理委託業者は、商品代金・配送料を市へ請求する。

3. 協力事業者の要件

協力事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とします。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではありません。

- (1) 各法令を遵守し、生産、加工、製造等の事業を行っていること。
- (2) 市内に本社(本店)、支社(支店)、営業所、工場等を有する法人、団体又は個人事業者であって、市の観光及び物産の振興に関する取り組みについて、理解・協力を得られること。ただし、

市外に本店等を有する事業主であっても、市との協議の上、市の魅力発信・地域ブランドの向上につながる商品の場合などはこの限りでありません。

- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4)「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号に 規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者や、同法第2条第6号に規定する暴力団員が 関与している事業者でないこと。
- (5) 個人情報の取扱い、その他本要項の趣旨に賛同し、責任を持った対応ができる事業者であること。
- (6) 政治活動や宗教活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (7) 長岡京市から指名停止を受けている企業でないこと

※ただし、上記の条件に適合しても、市が協力事業者として適当でないと認めた場合や、返礼品として適当でないと認めた場合は、参加をお断りすることがあります。

4. 返礼品の要件

返礼品は、次に掲げる条件をすべて満たしている商品とします。

- (1) 市の魅力の発信、地域ブランドの向上、地域産業振興につながる要素をもつ商品、またはサービスであること。
 - (2)総務省が示す返礼品基準に適合するものであること。
- (3) 受注後に速やかに返礼品を発送することが可能で、品質及び数量の安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものも適合とする。
 - (4) 飲食物の場合は、概ね発送日から1週間程度の賞味期限が保証されること。

※商品は単品以外に詰め合わせ等の複数品でもよい

5. 寄付額の設定

- (1) 寄付額については、総務省が示す基準に従い、市が設定します。
- (2) 返礼品の価格は、本体価格のほか荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格としてください。
- (3) 配送料は市が負担します。

6. 申し込み方法

希望される事業者等は「長岡京市ふるさと納税協力事業者登録申請書」(様式第3号)に必要事項を記入し、添付書類とともにメール、ファクス、郵送、または窓口(長岡京市広報発信課)まで提出してください。

7. その他留意事項

- (1)登録された商品は、寄付者より返礼品として選択された場合に提供をお願いするものです。 選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (2)返礼品の品質等に関して寄付者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について必ず長岡京市広報発信課に報告してください。なお、品質等の保証やクレーム対応について、

市は一切の責任を負いません。

- (3) 市は、協力事業者及び返礼品が本要項に定める条件に適合しなくなったと認める場合は、協力事業者の登録及び返礼品の提供を取り消すことができます。
 - (4) 登録後に協力事業者を辞退したい場合は、事前に市まで申し出が必要です。
 - (5)個人情報の取扱いについては、長岡京市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。

8. 申込み・お問合せ先

京都府長岡京市対話推進部広報発信課

住 所:〒617-8501 京都府長岡京市開田1丁目1-1

電 話:075-955-9660 FAX:075-955-9703

メール: kouhou@city.nagaokakyo.lg.jp